

平成23年(ワ)第812号・平成24年(ワ)第23号・平成27年(ワ)第374号
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原告 石丸 ハツミ 外

被告 九州電力株式会社

準備書面 (14)

2016年9月9日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二三夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



本準備書面においては、被告の配管の安全性の確保に対する主張を行う。

記

第1 はじめに

配管の安全性の問題については、原告の主張と被告の主張がかみ合わない形で進行している。その原因は、被告が原告の主張に対してまともに真正面から答えないことにあり、被告はこの問題を意図的に「空振り」をさせようとして問題点をずらして主張している。

- 1 そこで、まず、被告に対しては、原告の2016年4月12日付準備書面(12)についての原告の主張に対する正確な認否を求める。
- 2 その上で、本質的論点に戻すために、後記に述べる求釈明にこたえることを求める。

第2 問題点の整理

1 問題の出発点

原告は準備書面(12)の第1はじめに「2 2つのひび割れの発見と技術基準規則18条及び19条違反」において簡潔にまとめたので、それを以下に引用する。

「2006年(平成18年)実施された第20回定期検査において玄海原子力発電所2号機の配管の超音波探傷検査(被告は本来定期検査で求められている検査ではなかったとする)を実施したところ余剰抽出水系統取出配管に欠陥を示す有意な信号指示が認められ、外部の調査機関にて詳細調査を実施したところ、配管エルボ部内面に長さ約90mm、深さ約8.1mmの主ひび割れと、それにほぼ直角方向の長さ約20mmの副ひび割れが確認された(甲60の2のNews Release p1)。

これは使用中のクラス1機器に、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥に該当し、これがあってはならないとする技術基準規則第18条1項に違反する。またこれは一次冷却系統にかかる管の一次冷却水または二次冷却水の挙動により生ずる温度変動による損傷であり、その損傷を受けないように施設しなければならないとする技術基準規則第19条に違反する。」

2 論点

- (1) 第1はもっぱら技術基準規則18条1項の「使用中の……クラス1機器、ク

ラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、……（中略）……には、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があつてはならない。」と定められた基準を、まず、第1に、何故守ることができなかったのか、第2に、「亀裂」が生じているのに、何故発見されなかったのか、第3に、この違反事例を起こさないためにはいかなる方策を被告は具体的にとっているのか。

(2) 第2に、技術基準規則第19条は、「燃料体及び……（中略）……一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、……（中略）……温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。」と定められた基準に違反して、「施設」されていなかったことと、前同様にひび割れを発見できなかったことについて、第1に、なぜ施設できなかったか、第2に、なぜ発見されなかったか(これは前18条と同様)、第3に、この違反事例を起こさないためにいかなる方策を被告はとっているか。

(3) そして、以上の問題点について、被告が具体的な方策を実行して配管がその安全性を保っていることを立証しているか、が問われなければならない。

3 被告の主張（運転開始後の健全性確認）

これまで被告は種々主張しているが、平成28年6月17日付準備書面9の14～16頁にまとめられているので、それを確認する。

(1) 運転開始後は、配管の使用状況に応じて、点検補修等の必要な保全を行っている。この保全において被告は、本件原子力発電所が省令62号（現在は技術基準規則）に適合していることを確認している。

(2) 上記定期的な点検・補修等のうち、運転経験や工学的観を考慮し、技術基準規則に適合していることを定期的に確認する必要があるものについては、設備の分解等、十分な方法等で省令62号（現在は技術基準規則）に適合していることを定期的に確認している（定期事業者検査）。

(3) 上記定期事業者検査の結果については、通商産業大臣もしくは経済産業大臣（現在は原子力規制委員会）による定期検査（現在は施設定期検査）において検査され、省令62号（現在は技術基準規則）に適合していることが確認される。

被告が配管について技術基準規則適合性を確認しているのは以上の方策と考え

られる。

しかしながら、これら方策はこれまでもとられてきたと考えられるが、なぜ、第20回定期検査まで発見されなかったのか、そして、その反省から、今後の方策として規則18条、19条に違反しない方策として具体的にいかなる方策がとられているか明らかではない。

そこで、以下の釈明を求める。

第3 求釈明

大前提として、原告の2016年4月12日付準備書面(12)について正確な認否をされた上で、以下の釈明にこたえられたい。

- 1 まず、本件ひび割れについて、保安院が平成19年2月16日に出した通知(甲28の2 News Release)において、本件ひび割れについて「評価したところ当該配管は技術基準を満足しないことが判明した」と判断しているが、この技術基準に違反しているという事実は認めるのか否か明らかにされたい。
- 2 本件問題の出発点として摘示した2006年(平成18年)実施された第20回定期検査において、本件のひび割れが発見されたが、では、被告が実施している前記点検保全、定期事業者検査、国の定期検査は、この第20回定期検査の前年には全て実行されていたのか否か明らかにされたい。
- 3 被告の主張では、この点検保全、定期事業者検査、国の定期検査で技術基準適合性が確認されているとしているところ、本件玄海2号機の配管のひび割れについては超音波探傷検査で発見されたというが、定期検査は超音波探傷検査を行うのか。もし、行うとすれば、どのような配管のどの部位を検査しているのか明らかにされたい。
- 4 被告が行っているという①点検保全、②定期事業者検査、③国の定期検査、で技術基準適合性を確認しているというが、これら検査においてどのようにして「ひび割れ」「亀裂」を発見しているのか、その方策、方法と、発見できた実績を明らかにされたい。